

建永二年乃至嘉祿三年の専修念仏者と朝廷、寺院

——補訂三題——

森 新之介

緒言

建永二年（1207）二月上旬、専修念仏者複数人が斬首され、同月廿八日、師の法然房源空（長承二年〔1133〕〜建暦二年〔1212〕）に配流の宣旨が下った。また同春、専修念仏者について嚴制五箇条の裁許官符が施行された。

筆者は十年ほど前から、これら事件について拙著『撰関院政期思想史研究』（思文閣出版、2013。以下、「拙著」と略す）など幾つかの研究成果を公表してきた。卑説の要旨は今も変わっていないものの、この一兩年間で卑説に遺漏や失当、そして補強すべき箇所のあることを自覚するようになった。

そこで本稿では、一連の事件に関連する三つの問題について補訂したい。なお、これら三つの問題は必

ずしも相互に関連していないため、本稿全体の結語はない。

第一項 斬首配流の直前に訴えた寺院は何れか

親鸞は、『教行信証』こと『顕浄土真実教行証文類』顕浄土方便化身土文類第六末尾の所謂後序（成立時期未詳）で斯く述べた。

窃以、聖道諸教行証久廢、浄土真宗証道今盛。然諸寺積門昏_二教_一分、不_三知_二真_一仮門戸、洛都儒林迷_二行_一分、無_三弁_二邪_一正道路_一。斯以興福寺学徒、奏_下達

号後鳥羽院
太上天皇 諱尊成

今上_上諱_上為_上仁 聖曆承元丁卯歲仲春上旬之候、主上臣下背法_一違義、成_二忿_一結怨。因茲、真宗興隆大祖源空法師并門徒數輩、不_三考_二罪科_一、猥坐_二死罪_一。或改_二僧儀_一賜_二姓名_一、処_二遠流_一。予其一也。

（訓点傍記「徒」ママ）

興福寺学徒が承元丁卯歳すなわち建永二年の二月上旬に奏達したため、源空と門徒数人は罪に処された、と。これを根拠に通説は、建永二年二月に興福寺の上奏があつたとしてきた。

だが通常の漢文において、年月は文頭になければならない。『教行信証』の訓点に従つて訓んだ、興福寺学徒、太上天皇に今上聖曆承元丁卯歳仲春上旬の候に奏達す、という文章は、喜田貞吉の言う如く「如何にも不可思議千万のものと謂はねばならぬ」¹⁾。この問題について辻善之助は、「親鸞には、かへり点のつ

け方が、変な、無理なつけ方のものが多い。(…)何故にかやうな読方によつて、事実を間違へたかといふ理由については、それは年代を隔てたから、記憶を間違へたとも見られやうし、何れとも解釈はつくであらう。また親鸞の位置境遇が、さほど重い地位ではなく、多くの弟子の中でも、つまらぬ弟子であつたから、一々当時の事実を詮索すべき身分でなかつた。興福寺の奏達が本になつたのか、山門の訴から事が起つたのかも、そんな事は詳しく知る筈はない。たゞ興福寺の奏達が、深く頭にのこつて居たので、書いたのである。また自分で何だかよくわけのわからぬ間に、追放せられたとすれば、当時の事情をよく聞質さぬ間に、地方に赴いて、それなりに間違つた事実を記したものと見られる」と述べている。

興福寺が一両年前の元久二、三年(1205、06)に、専修念仏の問題で鬱訴していたことは『三長記』や「興福寺奏状」によつて明らかである。だが、同寺の訴えによつて建永二年二月に斬首配流が行われたとする親鸞の主張は信憑できない。後序の記述は恐らく本来、興福寺の学徒が上皇に奏達した、そして承元元年二月上旬に斬首が行われたと訓まれるべきものであり、後に親鸞本人が誤つた訓点を施してしまつたのであろう。

では、建永二年二月の斬首配流の直前に寺院からの訴えはあつたのか、またもしあつたとすれば何れの寺院からのものであつたのか。この問題で着目すべきは、十年後の建保五年(1217)五月日付で山門が上奏した「請_レ被_下殊垂_二天察_一、禁_二刑仏法怨魔成覚空阿弥陀仏并其余党_一、停_レ止彼等所_レ立宗_上子細状」(『鎌倉遺文』一三二一五『牒状類聚』)である。この史料そのものは学界周知だつたと言つてよいが、十年前の斬

首配流事件の考察に用いられることはこれまででなかったようである。

頃年以往有^二一少子、名曰^二源空^一。〔…〕鎮^{鎮カ}徒衆^一而成^レ群、誘^二緇素^一而有^レ數。其謀開^{開カ}于四明之上^一、其鬱遍^二于諸寺之間^一。終議^二子細^一、早達^二上聞^一之刻、紫泥云降、丹地自休、即處^二源空於刑^一、加^二流類於大僻^{僻カ}。謗法之科、不^レ待^二報於泉下^一矣、破僧之罪、滅^二身於世上^一焉。

源空は徒衆を集め、道俗を誘った。その謀略は叡山の上に聞こえ、鬱憤は諸寺の間に遍かった。子細を議して上聞に達したところ、源空は罪科に処され党類は死罪に処された、と。

この子細を議したとは、山門内部で議したとも山門と諸寺が議したとも解釈できる。だが、山門と諸寺が議して上奏するという異例のことがありながらそう明記しなかったとは考え難い。恐らく、諸寺にまで遍満していた鬱憤を背景として山門が単独で上奏したということであろう。

また、上奏の時に「紫泥」すなわち詔書が下ったとは、山門による斬首配流の上奏が勅許されてそれらが行われたとも、ただ山門が上奏した直後にそれとは無関係に斬首配流が行われたとも解釈できる。だが、斬首配流が上奏の勅許によるものでありながらそう明記しなかったとも考え難い。恐らく、斬首配流の直前に偶然山門が上奏していたというだけであろう。なおこの奏状で、当時源空以外にも配流された専修念仏者がいたとはされていない。

何れにせよ、この建保五年の山門奏状によって、十年前の建永二年二月の斬首配流事件の直前に山門が上奏していたことが知られる。建永二年も建保五年も同じく後鳥羽院政期であり、建永二年に上奏してい

なかつた山門が建保五年になって十年前の上奏を虚説したとは考えられない。そして山門の上奏が確定したことで、興福寺の上奏により斬首配流が行われたとして山門に全く言及しない親鸞の主張が、いよいよ信憑できなくなる。

第二項 『四卷伝』所引の建永二年宣旨佚文

二年後、斬首配流からは十二年後の建保七年（1219）閏二月八日付の僧綱所宛官宣旨「応下知諸寺執務人一令と糾断専修念仏輩一事」（日蓮編『念仏者令追放宣旨御教書集列五篇勸文状』「以下、『五篇勸文状』と略す」）によれば、去る建永二年春、専修念仏の行者について厳制五箇条の裁許官符が施行されたという（二二六七頁）。この官符は伝存していないが、これと明らかに関連する宣旨の佚文が源空諸伝にある。

平雅行は、源空諸伝所引の建永二年宣旨佚文について「若干の文言の相違はありますが、ほぼ変わりません」として、『九卷伝』こと『法然上人伝記』所引の佚文を用いている。³⁾だが諸伝を比較すると、初出は嘉禎三年（1237）成立の正信房湛空『四卷伝』こと『伝法絵流通』であり、後出の『九卷伝』や舜昌『四十八卷伝』こと『法然上人行状絵図』は明らかに『四卷伝』などの先行伝記から孫引きしただけである。そのためこの佚文は、初出の『四卷伝』の文脈において理解しなければならない。

『四卷伝』伝存唯一の完本である善導寺本の巻第三には、その佚文がこうある。

念仏の行人の中に宣下云、「顯密有宗焦二丹符一而歎息、南北衆徒捧二白疏一而諷詔。誠可謂二天魔遮障

之結構一、寧只非^二仏法弘通之怨讐^一乎」。遂源空門弟等、不思議を示て仰^{鼻カ}二答於本師^一、遠流処らる。凡往生極樂のみちま^道ち^区なるあ^々ひた、〔…〕。

(五八頁)

顕密両宗が歎息し、南北衆徒が鬱訴したように、これは天魔遮障の結構であり、仏法弘通の怨讐だとする宣旨が念仏者に下され、源空は門弟の咎により遠流された、と。これについて平は、「一般に伝記史料は史料の価値が下がりますが、法然たちを朝廷が「天魔」、悪魔と非難した史料を、お弟子さんが偽造するとは考えられません⁽⁴⁾」とする。平の理解はある意味において正しいが、ある意味において誤りである。

拙著(二八八頁)で述べた如く、「後鳥羽院が「専修念仏之輩停止事、重可^三宣下^一」(『明月記』)と命じていたこと、そして宣旨が「念仏の行人の中に宣下云」(『四卷伝』)と伝えられていることから、その企図する所は専修念仏そのものの禁止でなく、専修念仏者たちへの制止のみであったと推測される⁽⁵⁾(傍点ママ)。そのため、この宣旨で「天魔遮障之結構」「仏法弘通之怨讐」と痛罵されているのは専修念仏でも源空でもなく、漠然とした専修念仏者たちであろう。

今堀太逸は『四卷伝』について、「法然と門人との間に一線を画し、「法然の念仏」のみを説明し、法然の門人の念仏上人たちの念仏勧進については、その正当性を主張しないのである」、「法然の門下と自称する念仏上人たちが勧める法然の念仏は弾圧の対象となったが、法然自身の勧める念仏は、慈覚大師の念仏の伝統を継ぐものであり、なんら非難されるものではないことを、聖覚の唱導を通して強調しているものである⁽⁵⁾」とする。もしこの宣旨が専修念仏や源空を「天魔遮障之結構」「仏法弘通之怨讐」と痛罵するもの

であれば、作者湛空は『四卷伝』に引用しなかったであろう。

また、筆者はこれまで宣旨佚文の分析で『四卷伝』の善導寺本を用いてきた。それは、前述の如く同本が同伝で伝存唯一の完本であり、しかも先行研究で零本である国華本と大同小異だとされてきたためである。しかし、善導寺本よりも古態を留めている国華本を用いれば、より多くのことが明らかになる。⁽⁶⁾

国華本『四卷伝』残欠詞書第一は斯く伝える。

念仏の行人の中ニ宣下して云、「顕蜜有宗焦ニ丹符一而歎息、南北衆徒捧ニ自疏一而鬱詔。誠可レ謂ニ天魔遮障之結構一、寧只非ニ仏法弘通之怨口一乎」。逐源空門弟等、不思議示テ仰ニ咎於本師一、遠流被レ処。凡往生極樂之道まぢくなる間、〔…〕。

ここで注意すべきは、善導寺本で「逐源空門弟等、不思議を示て仰ニ咎於本師一、遠流処らる」(前引)とほぼ和文である箇所が、国華本では「逐源空門弟等、不思議示テ仰ニ咎於本師一、遠流被レ処」と漢文になっており、その直後からまた和文になっていることである。

拙著(第六章後註七六)で述べた如く、敬称「上人」などでなく法諱「源空」が用いられているため、「逐源空門弟等」云々は作者湛空による地の文でないことが知られる。恐らく、この宣旨は本来漢文日記に引用されていたものであり、その引用直後に加えられていた記主の所見「逐源空門弟等」云々までも湛空は宣旨の一部だと誤認して『四卷伝』に引用してしまったのであろう。しかし、精読すれば「逐源空門弟等」云々が宣旨の一部でないことは明らかであるため、国華本よりも伝写を経ている善導寺本では和文に改め

られているのであろう。

そしてこれらのことから、宣旨が下された当時、源空の遠流は門弟がその咎を本師に負わせたものだとする認識が源空一門の外部にも存在していたと推測される。

第三項 建永二年乃至嘉禄三年に専修念仏は停止されたか

通説は、建永二年二月に後鳥羽院が専修念仏を停止したとしてきた。しかし拙著(二八九頁)で紹介したように、上横手雅敬は「思うに後鳥羽は一貫して念仏を制止しなかったのではなからうか」と推測し、筆者も拙著旧稿で通説に修正を迫った。その後、中井真孝も「改めて関係史料を読み直すと、これまで専修念仏停止とみなしていた歴史事象の多くは、必ずしも専修念仏そのものを停止したのではなく、問題となる行状の専修念仏者への法的措置であつたと言わざるを得なくなつた」と述べた。

他方、平は持説を墨守し、建永二年に専修念仏が停止され以後も繰り返し停止されたと主張している。だが、その論証には非常な問題がある。

建永二年から十二年後の建保七年閏二月四日付の嵯峨清涼寺別当良暁宛後鳥羽院院宣(『五篇勘文状』)に「近曾破戒不善輩、不_レ拘_二嚴禁_一、猶企_二専修念仏_一」之由、有_二其聞_一(二二六六頁)とあり、四日後の八日付僧綱所宛官宣旨「応_下下知諸寺執務人_一令_レ糾_二斷専修念仏輩_一事」(前掲)にも「専修念仏之行者、諸宗衰微之基也。〔…〕但莫_レ令_二道心修行人_一、以濫_二仏法違越_一之者」(二二六七―八頁)とある。両者で嚴禁

されていたのは「破戒不善輩」「仏法違越之者」による専修念仏であつて、「道心修行人」によるそれは除外されている¹⁰⁾。しかし平は、前者から「不_レ拘_二嚴禁_一、猶企_二専修念仏_一」という箇所だけを引用して、「専修念仏」がすでに「嚴禁」となっていたことが分かる」と主張する¹¹⁾。

また旧稿¹²⁾でも指摘したように、嘉禄三年(1227)七月十七日付宣言には次の如くある。

念仏行業者衆僧所_レ修也。而頃年以來、内不_レ守_三三宝之戒行_一、外不_レ顧_二數般之制符_一、建_二専修之一字_一、破_二自余之諸教_一。或卜_三京洛_一率_二無饑之徒_一、或交_三山林_一招_二不法之侶_一。以_レ之為_下耽_二女色_一之縁_上、以_レ之為_下躪_二仏道_一之基_上。濫吹之甚、職而斯由。 (『民経記』同月廿五日条、傍記ママ)

念仏の行業は衆僧の修める所だ。しかし近年、内に三宝の戒行を守らず、外に數般の制符を顧みず、専修を名目として破法躪道する者たちがいる、と。なお、「専修之一字_一」の「字」は恐らく字でなく宗の誤写であろう。「専修」の字数が二であつて「一」でないことは言うまでもなく、二が「一」に誤写されたとも考え難い。

何れにせよこの宣言から知られるのは、専修を名目とした破法躪道への禁制が嘉禄三年までに幾度か下されてきたということまでであり、専修念仏そのものが停止されていたということでない。しかし平は、「不_レ顧_二數般之制符_一、建_二専修之一字_一」^{学敷}という箇所だけを引用するなどして、嘉禄三年までに専修念仏そのものが繰り返し停止されていたと主張する¹³⁾。

平の論証なるものは概ねこれらのような類である。ただし、拙著旧稿では十分に反証できていなかった

史料もあるため補説したい。

平は嘉禄三年六月廿九日付宣旨〔『停止一向専修記』。年は『五篇勘文状』による〕に「専修念仏事、停廢宣下重畳」とあり、これは「専修念仏の禁止が頻繁に命じられてきた」ことを示すと主張する。¹⁴ この宣旨の全文（除く追言上）を引用すれば次の如くである。

専修念仏事。停廢 宣下重畳之上、偷尚興行之条、更非^三公家之所^二知食^一、偏^{ホイ}・^二有司之怠慢^一。早任^二先符、可^レ被^二禁遏^一。其上於^二衆徒之蜂起^一者、宜^下令^二加^二制止^一給上者。依^二天氣^一言上如^レ件。信盛頓首恐惶謹言。

六月廿九日 左衛門権佐信盛^奉

進上天台座主大僧正御房^{政所}

冒頭の「専修念仏事」五字は恐らく宣旨の本文でなく事書であり、その直後にあるべき改行が伝写過程で省略されたのであろう。このように事書が改行なく本文と連続している文書は、『停止一向専修記』と『五篇勘文状』に散見される。平も、『五篇勘文状』所収の太政官符や官宣旨に本来あるべき改行がないことなどを指摘している。¹⁵

宣旨本文が唐突に「停廢 宣下重畳之上」から始まり「偷尚興行」の主語と目的語がなく、やや言葉足らずであることは、急いで起草されたためだと考えられる。当時は数日前に山門が源空遺跡の大谷廟堂を破却し、近日中に山門衆徒が蜂起するという風聞もあつて緊迫していた。¹⁶ そのため嘉禄三年までに繰り返

された「停廢 宣下」とは、専修念仏そのものの停廢の宣下でなく、破戒不善の輩や仏法違越の者による専修念仏興行の停廢の宣下を意味している。

また平説によれば、建永二年に源空の浄土宗が停止されたという。¹⁾しかし五年後の建保五年(1217)、山門は奏状(前掲)で「頃年以往有^二一少子^一、名曰^二源空^一。〔…〕建^二一宗^一而称^二専修^一。」「早被^三〔…〕停^二止所^一立之宗^二」云々とし、源空の立てた専修宗を停止すべきだと請うている。専修宗の停止が請われたということは、専修宗が未だ停止されていなかったということである。これらのことから、源空の立てた宗が建永二年に停止されたとは全く考えられない。

註

本稿で用いた史料の書誌は次の如し。引用では適宜字体と句読点を改め、訓点や傍点、傍記、括弧、頁数を付し、改行を省いた。

『教行信証』：増補親鸞聖人真跡集成(法蔵館)。『鎌倉遺文』：東京堂出版。『明月記』：国書刊行会。『五篇勘文状』：昭和定本日蓮聖人遺文(総本山身延久遠寺)。善導寺本『四卷伝』：法然上人絵伝集成(浄土宗)。国華本同伝：梅津次郎「新出の法然上人伝法絵について」(「初出1950」、『絵巻物叢考』、中央公論美術出版、1968)。『民経記』：大日本古記録(岩波書店)。『停止一向専修記』：伊藤真徹「停止一向専修記の研究」(仏教大学編『法然上人研究——七百五十年大遠忌記念——』、平楽寺書店、1961)。

(1) 喜田貞吉「教行信証に関する疑問に就いて(第一回)——「親鸞聖人筆跡の研究」に関連して——」、『歴史地理』四〇・二、1922、三九頁。

- (2) 辻善之助「教行信証後序問題其一」(第四章、初出1922)、『日本仏教史之研究』続篇、金港堂、1931、五七〇九頁。なお、この文の半分ほどは拙著(二八七頁)でも引用した。
- (3) 平雅行「建永の法難の史料学」(第二部付論、初出2010)、『鎌倉仏教と専修念仏』、法蔵館、2017、二六四頁。なお、平は「法然教団と専修念仏の弾圧」(第二部第十二章、初出2015)、同書、四〇五頁)でもやはり『九卷伝』を用いている。
- (4) 平雅行「建永の法難の史料学」(前掲)、二六四頁。なお、筆者が拙著(第六章後註七五)で平の判断について「従うべきであろう」とのみ述べたことは軽率であった。
- (5) 今堀太逸「法然上人『伝法絵流通』と関東——仏法王法の興隆と法然の念仏——」(第三部第四章、初出1995)、『本地垂迹信仰と念仏——日本庶民仏教史の研究——』、法蔵館、1999、二二一、二二二頁。
- (6) 国華本と善導寺本については、梅津次郎「新出の法然上人伝法絵について」(「初出1950」、『絵巻物叢考』、中央公論美術出版、1968)や中井真孝『「伝法絵」の善導寺本と国華本』(「第二部第一章、初出2006」、『法然上人絵伝の研究』、思文閣出版、2013)参照。中井は、「原初的な姿を残している」とし、善導寺本四巻の原上巻である前二巻は「オリジナルに近いもの」の転写本で、原下巻である後二巻は「その簡易版たる永仁二年(1294)の寛恵書写本」の転写本だろうと推論する(八二〜三頁)。
- (7) 中井真孝は「源空」以下も宣旨の一部ないし要約と思われる」とする(「法然上人流罪考」第二章、初出2016)、『統法然伝と浄土宗史の研究』、永田文昌堂、2019、三四頁)が、明らかに「宣旨の一部」でない。
- (8) 上横手雅敬「建永の法難」について、同編『鎌倉時代の権力と制度』、思文閣出版、2008、二五九頁。
- (9) 中井真孝「専修念仏者禁制について」(第三章、初出2015)、『統法然伝と浄土宗史の研究』(前掲)、四五頁。
- (10) 拙著でも「この宣旨は事書きからも明らかな如く、諸寺執務人に専修念仏者を糺断させることが目的である。専修念仏の類が憲章を恐れず仏勅を憚らないことを制止しようとしているが、専修念仏の禁止などは全く述べられていない。〔…〕もし専修念仏そのものを仏法違越の思想で諸悪の根源だと意義付けるのであれば、道心修行

の専修念仏者の存在を認めこれを対象外とするような規定は有り得ない」と述べた(二八八〜九頁)。

- (11) 平雅行「法然教団と専修念仏の弾圧」(第二部第十二章、初出2015)、『鎌倉仏教と専修念仏』(前掲)、四〇三頁。

- (12) 拙稿「拙著『撰関院政期思想史研究』決疑十二箇条——平雅行「破綻論」に答う——」、『論叢アジアの文化と思想』二二、2013、三四八〜九頁。

- (13) 平雅行「専修念仏の弾圧原因をめぐって」(第二部第十一章、初出2013)、『鎌倉仏教と専修念仏』(前掲)、三四三〜四頁。

- (14) 平雅行「法然教団と専修念仏の弾圧」(前掲)、四〇三〜四頁。

- (15) 平雅行「建永の法難の史料学」(前掲)、二六七頁。

- (16) 当時の情勢については、拙稿「拙著『撰関院政期思想史研究』翼増三章——再び平雅行「破綻論」などに答う——」(『論叢アジアの文化と思想』二二、2014)第一章第三節「嘉禄三年の配流追却事件」参照。なお、筆者が同稿で同宣言の「専修念仏事」を本文と連続させ、「専修念仏については、興行の停廃が繰り返し宣下されているが、それでも跡を絶たずにいる」云々(四二三頁)と訳したことは誤りであった。

- (17) 平雅行「専修念仏の弾圧原因をめぐって」(前掲、三四四頁)など参照。

付記 本稿は、令和二年度科学研究費補助金(基盤研究C)による研究成果の一部である。